２　法第三条の二第二項の規定によって各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

算式

Ａ×1.9146485

算式の符号

Ａ　当該都道府県に係る自動車税減収見込額

３　法第三条の二第三項の規定によって各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあっては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一　次の算式ア及び算式イによって算定した額を合算して得た法第三条の二第三項第一号の規定による額。ただし、算式ア及び算式イによって算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式ア

Ａ×0.95×0.47×0.5×Ｂ／Ｃ

算式アの符号

Ａ　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

Ｂ　当該年度の環境性能割交付金（地方税法第177条の６の規定により市町村に対し交付するものとされる同法第145条第１項に規定する環境性能割に係る交付金をいう。以下この号及び次号において同じ。）の算定に用いる当該市町村が管理する市町村道（地方税

算式の符号

ｄ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２の２第８項第２号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の自動車又は同法附則第12条の２の４第５項第３号に規定する石油ガス自動車の乗用車のうち自家用の自動車であるものについて、同法附則第12条の２の２第８項の規定による自動車取得税の税率の特例又は同法附則第12条の２の４第５項の規定による自動車取得税の課税標準の特例の適用がないものとした場合における前年度分の当該都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

Ｅ　次の算式によって算定した額

算式

ｅ／0.03×0.03－ｅ／0.03×0.02

ｅ／0.03×0.02に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｅ　平成31年改正前地方税法附則第12条の２第２項第４号イ及び第５号、同法附則第12条の２の２第２項第１号イ及び第２号、第４項第１号イ及び第２号、第６項第１号イ及び第２号並びに第８項第１号イ及び第２号、同法附則第12条の２の４第１項第４号、第５号イ及び第６号、第２項第１号、第２号イ及び第３号、第３項第１号、第２号イ及び第３号、第４項第１号、第２号イ及び第３号並びに第５項第１号、第２号イ及び第３号のいずれにも該当しないガソリン自動車又は石油ガス自動車の乗用車（次条において「その他の乗用車」という。）のうち自家用の自動車に係る前年度分の当該都道府県の自動車取得税の税額として総務大臣が調査した額

２　法第三条の二第二項の規定によって各都道府県に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、次の算式によって算定した額（次項各号において「各都道府県按分額」という。）から同項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

算式

Ａ×0.4744436

算式の符号

Ａ　当該都道府県に係る自動車税減収見込額

３　法第三条の二第三項の規定によって各市町村に対して交付すべき自動車税減収補塡特例交付金の額は、当該市町村に係る第一号に掲げる額（指定市（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七条第三項に規定する指定市をいう。以下この項において同じ。）にあっては、当該額に当該指定市に係る第二号に掲げる額を加算した額）とする。

一　次の算式ア及び算式イによって算定した額を合算して得た法第三条の二第三項第一号の規定による額。ただし、算式ア及び算式イによって算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

算式ア

Ａ×0.95×0.47×0.5×Ｂ／Ｃ

算式アの符号

Ａ　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県按分額

Ｂ　当該年度の環境性能割交付金（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第２条の規定による改正後の地方税法第177条の６の規定により市町村に対し交付するものとされる同法第145条第１項に規定する環境性能割に係る交付金をいう。